

各 位

会 社 名 株式会社ジェーシー・コムサ
 代 表 者 名 代表取締役社長 和田 隆介
 (JASDAQ コード番号 2876)
 問 合 せ 先 専務取締役 CFO 今井 福三
 電 話 番 号 03-5722-7261 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年5月28日開催の取締役会において、本年6月26日開催予定の当社第50期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条(取締役の責任限定)および第40条(監査役の責任限定)を新設するものであります。

なお、定款第27条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任限定) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 27 条～第 38 条 (条文省略)	第 28 条～第 39 条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任限定) 第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 39 条～第 50 条 (条文省略)	第 41 条～第 52 条 (現行どおり)

3. 日程

定時株主総会開催日 2014年6月26日(予定)
 定款効力の効力発生日 2014年6月26日(予定)

以 上